

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、各保護変更決定通知書（以下それぞれ「本件処分1通知書」、「本件処分2通知書」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下それぞれ「本件処分1」、「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

高額家賃だけど病気で引越せません。生活費が足りず、健康で文化的な人間らしい生活ができません。引越しができないのは主治医も同意しています。差額の1万6千2百を支給してください。

市役所は病院に電話を入れて私の病状確認をして、引越しが不可能だと認め部屋の更新料は8万円満額支払っている。2年に1度の更新料は毎回8万円満額支給されて来た。それなのに毎月の保護費の家賃は6万9千8百円しか認められていない。これは矛盾する。

今住んでいる所に40年住んでいます。その間両親に先立たれ私一人がとり残されました。そこがたまたま高額家賃だったために今の保護費では生活が立ち行きません。好き好んで今の所に住んでいる訳ではないのです。

高額家賃に住んでいて引越しが出来ない者への救済策が無く、生活費からの持ち出しになってしまうのが問題です。何とか特別対応をお願いします。法律が改正されるべきですがそれまで待てないので対応をお願いします。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年12月9日	諮問
令和4年2月4日	審議（第64回第3部会）
令和4年3月7日	審議（第65回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法11条1項は、保護の種類として3号に住宅扶助を掲げ、法14条は、住宅扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居、補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 期末一時扶助

保護基準によれば、期末一時扶助費は、12月の基準生活費の算定に当たって計上することとされ、〇〇が該当する1級地—1の区分の1人世帯では、14,160円を計上することとされている（保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア）

(4) 家賃及び契約更新料に係る住宅扶助

ア 保護基準別表第3の1によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ、同別表第3の2によれば、当該費用がこの基準額を

超えるときは、都道府県・・・ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1・(1)によれば、保護基準別表第3の2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇を含む特別区等の1級地における1人世帯の住宅扶助費の限度額については、月額53,700円とするとされている。

イ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額（以下「特別基準限度額」という。）を認定して差しつかえないこととされており、さらに、同・クによれば、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

そして、限度額通知の2によれば、局長通知第7・4・(1)・オに該当すると認められる場合の都内における住宅扶助の額（特別基準限度額）について、1級地・単身の場合の額については、月額69,800円になる、などとされている。

ウ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問6-60「契約更新料」（答）によれば、住宅扶助の家賃・間代が認定されている被保護者が、借家・借間の賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を必要とする場合は、住宅扶助基準の特別基準限度額の1.5倍額の範囲内において必要な額を支給することとされている。

- (5) 局長通知及び限度額通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として作成されたものである。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が単身世帯であり、〇〇（1級地-1）在住であることから、請求人の令和2年12月の基準生活費の算定に当たり、期末一時扶助費として14,160円を計上し、生活扶助97,740円及び住宅扶助69,800円とあわせて、保護費の額を181,700円に変更したことが認められる（本件処分1）。

また、処分庁は、請求人から本件申請を受け、請求人の同年11月分の保護費について、更新料として80,000円を追加で支給することを決定したことが認められる（本件処分2）。運用事例集問6-60において、被保護者が借家・借間の賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を必要とする場合は、住宅扶助基準の特別基準限度額の1.5倍額の範囲内において必要な額を支給することとされているところ（1・(4)・ウ）、本件処分2における更新料の支給は、局長通知等による単身世帯の特別基準限度額の1.5倍額（104,700円）の範囲内であることが認められる。

そうすると、本件各処分は、上記 1 の法令等の規定に則って行われたものと認められ、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張しているが、本件各処分が上記 1 の法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記 2 のとおりであるから、本件各処分を違法又は不当なものとして評価することはできない。

また、請求人は、病気のために引越しができず、高額家賃の支払につき生活費から持ち出しが生じる状況に対して、法律が改正されるべきであると主張し、特別な対応を行うよう処分庁に求めていると解される。しかし、処分庁は、請求人の住宅扶助について、請求人の病状等を考慮し、特別基準額の上限額 69,800 円を認定しているものであり、上記請求人の主張について、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに基づいて処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件各処分を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分には、いずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成